

東京都目黒都税事務所 広報事項（令和4年7月）

1

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

2

太陽光発電システムを設置した東京ゼロエミ住宅の取得に対する不動産取得税を減免します

3

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

4

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

5

にせ都税職員にご注意ください！

6

個人事業税の納税通知書の発送時期について

7

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充について

8

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

9

eLTAX 電子納税が大変便利です

10

来所せずにお手続きができます

11

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました（ZEV導入促進税制）

12

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

13

合同不動産等公売のお知らせ

14

インターネット公売（動産・自動車・不動産等）のお知らせ

15

都税に関する各種証明の申請には電子申請をご活用ください

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html>



太陽光発電システムを設置した東京ゼロエミ住宅の取得に対する不動産取得税を減免します

● 減免の要件

1 住宅に係る要件

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること
- 次の①、②のいずれかに該当すること
 - ① 太陽光発電システム（※1）を設置していること
 - ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される税額

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合
→住宅に係る不動産取得税の5割
- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合
→住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については
ホームページをご覧ください▶



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、東京都環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは東京都主税局HPをご確認ください。

東京都 住宅新築

検索



中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行っています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

対象となる公簿と証明

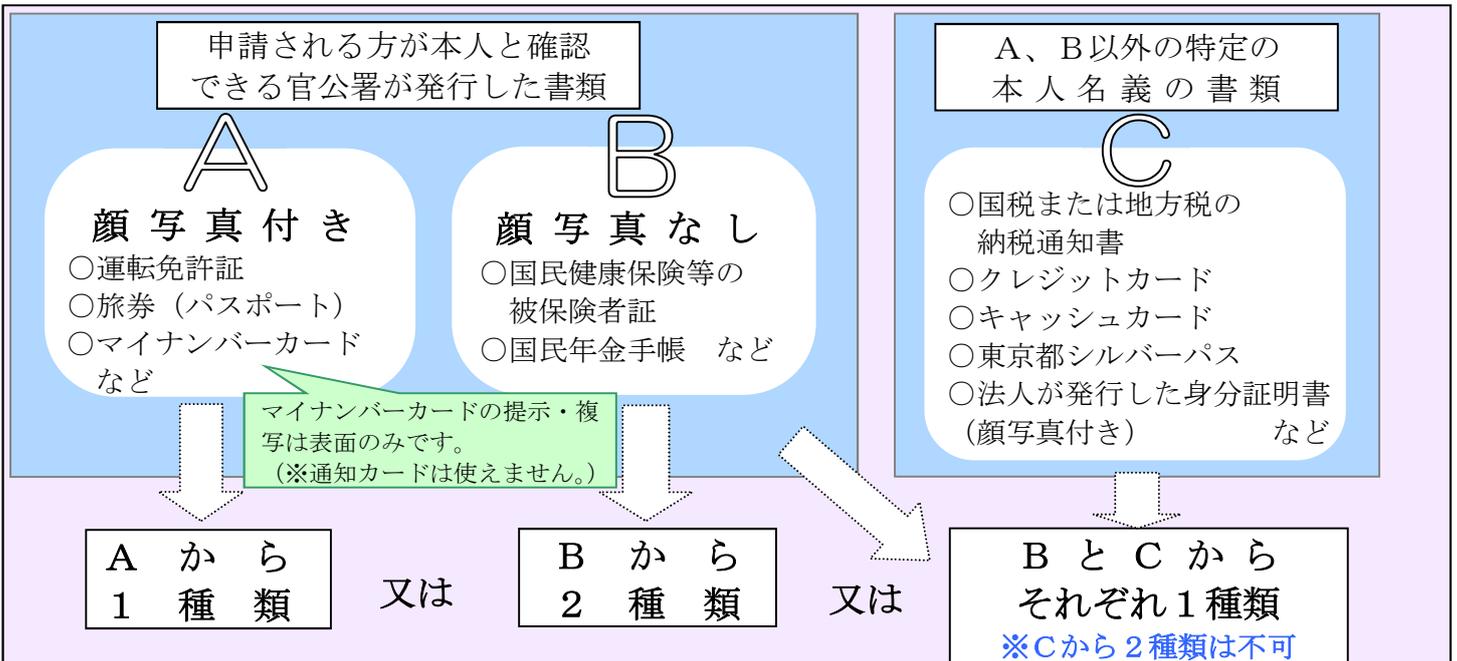
【公簿】土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳、土地・家屋名寄帳 など

【証明】納税（課税）証明（自動車税納税証明（継続検査等用）を除く。）、固定資産評価証明 など

窓口で申請をされる場合

申請される方が本人と確認できる書類のうち、次のいずれかの提示が必要です。

窓口で提示していただく「本人確認書類」



【例】 (○) **B**国民年金手帳+**C**納税通知書 (×) **C**納税通知書+**C**クレジットカード

※1 申請者（窓口に来られた方）の本人確認書類（原本）の提示が必要です。

※2 A・Bの「本人確認書類」については、原則として写しをとらせていただきますのでご了承ください。

郵送で申請をされる場合

・ 証明等は、原則として、①納税通知書送付先、②都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに、転送不要郵便にて送付します。

申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が課税台帳等に登録されている内容と一致している場合は、申請者の「本人確認書類」の提出は不要です。

・ 上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、物件が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

◆ 本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、口頭質問や電話確認等を行うことがあります。

【お問合せ先】

物件が所在する区にある都税事務所の下記担当班へ

- 固定資産税（23区内）に関する証明等
- 納税証明

固定資産税班
徴収管理班



にせ都税職員にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、個人情報などを不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例3】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して“**非通知**”で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません**。非通知で電話をかけてきたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

個人事業税の納税通知書の発送時期について

東京都の税務行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から、一部の方については、納税通知書を9月以降に発送する可能性がありますのでご留意ください。

その場合の納期については別表をご覧ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長（新型コロナウイルス感染症拡大防止及びe-Tax接続障害関係）及び助成金等の税務上の取扱いについて」をご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2021/kokuzei_encyo.html



【別表】 令和4年8月～令和5年3月

送付月	第1期納期限	第2期納期限
8月	8月末	11月末
9月	9月末	11月末
10月	10月末	2月末
11月	11月末	2月末
12月	12月27日	2月末

送付月	納期限
1月	1月末
2月	2月末
3月	3月末

※期限が休日等の場合はその翌日となります。



【個人事業税】
納税通知書の発送時期にご留意ください。



生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品などの償却資産に加え、下記の事業用家屋・構築物が対象になります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

軽減措置の対象

適用期間

事業用家屋及び構築物については、令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局 生産性革命

検索



法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

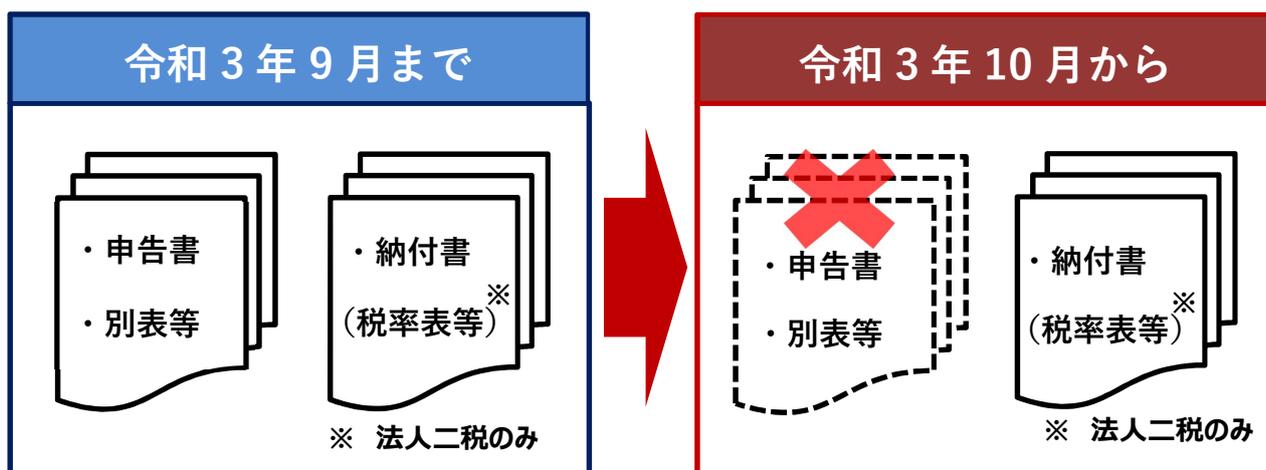
電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）



●申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

●法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP（法人二税チラシ）



主税局 HP（事業所税）



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ **ダイレクト納付**が実現!!
事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○ **全国**の自治体に**一括**電子納税!! 個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○ 個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

納税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得

- ✓ 郵送
 - 〒112-8787
 - 東京都文京区春日1-16-21
 - 都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - 東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5年間延長します。対象は令和8年3月31日までに取得したものととなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV導入促進税制」に変更されました。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
- プラグインハイブリッド自動車(PHV)
- 燃料電池自動車(FCV)



= ゼロエミッションビークル
(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日9時~17時)



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、**納付書のバーコードを読み取る**ことにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和4年7月1日時点）



注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※PayBとモバイルレジについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



合同不動産等公売のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入札期間	令和4年7月15日(金)～令和4年7月22日(金)
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開札期日	令和4年7月26日(火) 午前10時から
開札場所	各公売担当部署において開札を行います。
実施機関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報><https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

インターネット公売(動産・自動車・不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産・自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産・自動車	不動産等
	令和4年7月22日(金)13時～令和4年8月2日(火)23時	
入札期間	令和4年8月9日(火)13時～ 令和4年8月11日(木)23時	令和4年8月9日(火)13時～ 令和4年8月16日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産・自動車・不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報はホームページをご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

主税局ホームページ<公売情報><https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

納税証明・評価証明の申請には 電子申請をご活用ください！



※納税義務者本人からの申請が対象です。（代理人申請不可）

自宅やオフィスのパソコンから

「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます！

■ 交付申請が可能な証明

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明

■ 注意事項

- ・ パソコンから申請してください。（Windowsのみ、スマートフォン・タブレット端末不可）
- ・ 個人申請では、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
法人申請では、各種電子証明書とICカードリーダー（ICカード型証明書の場合）が必要です。
- ・ 証明は普通郵便にて送付します。（速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。）

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



主税局 HP